

2025年
保存版

長洲町 空き家ガイドブック

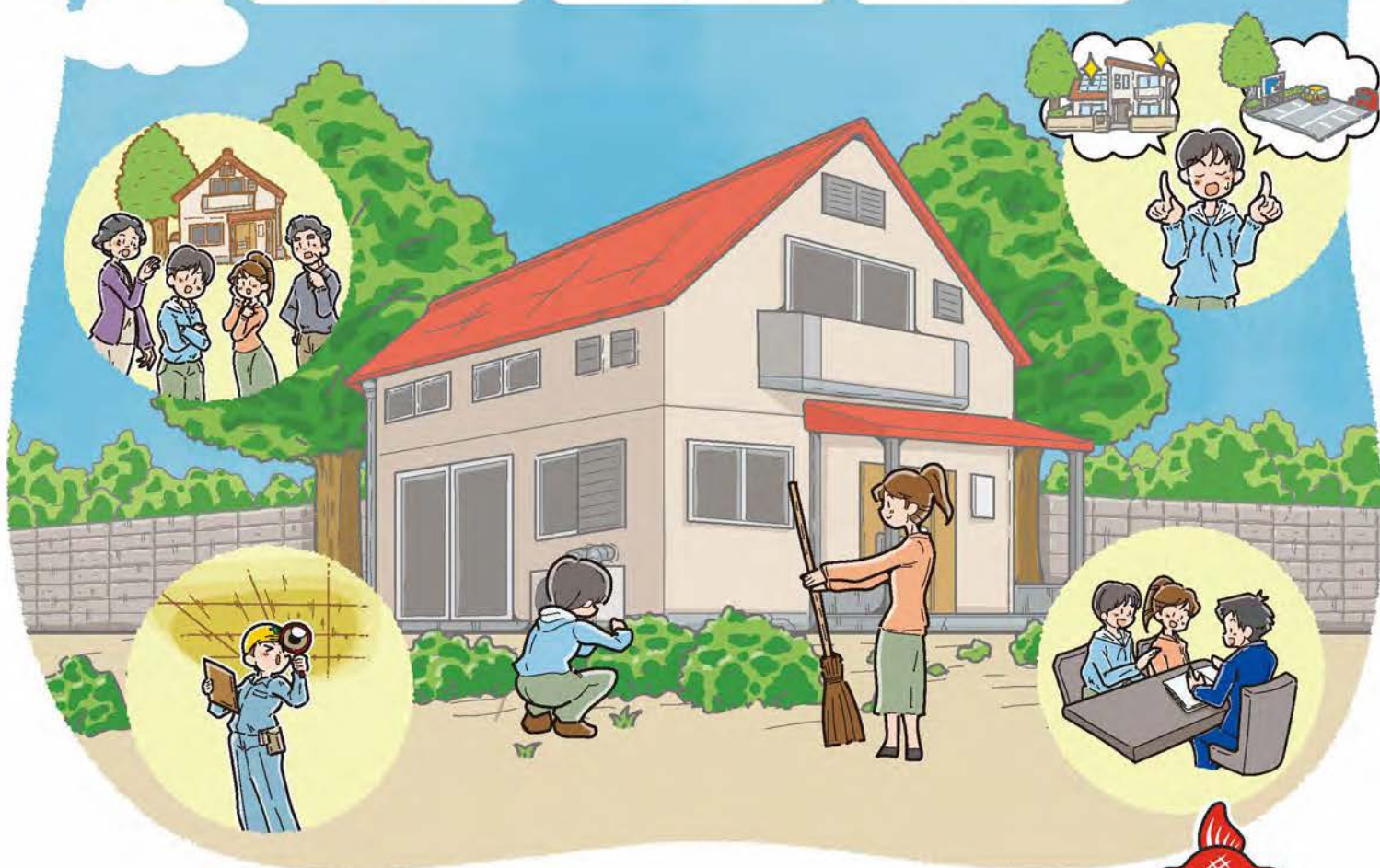
家のこと、ちょっと考えませんか？

空き家を適切に管理して
3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の
回避

経済的負担の
軽減

資産価値の
維持



「空家等対策の推進に関する特別措置法」の
一部が改正されました。

長洲町 × 株式会社サイネックス



長洲町マスコットキャラクター
「ふれきんちゃん」

LIXIL

いつもを、幸せに。

LIXILは、世界中の誰もが描く住まいの夢を実現するために、日々の暮らしの課題を解決する先進的なトイレ、お風呂、キッチンなどの水まわり製品と窓、ドア、インテリア、エクステリアなどの建材製品を開発、提供しています。



(株) LIXIL 有明工場 熊本県 玉名郡 長洲町 名石浜25

株式会社 那須商会

長洲町長洲626-1 TEL0968-78-4141

持続可能な環境を
未来のために

●事業内容●

環境整備業務全般
産業廃棄物処理
建設業熊本県知事許可
水道事業指定工事店
排水設備工事指定店
冷暖房設備
衛生設備設計施工
貯水槽清掃
浄化槽維持管理
解体業



一緒に働いていただける方の募集を致しております。
お気軽に御相談下さい。



もくじ 【Contents】

長洲町
「ながす羽衣琉金」



- 「空き家」を
放置していませんか？ 2
- 空き家について
考えてみましょう！ 4
- 空き家にしないためには 6
- 空き家を所有
することになったら 7
- 空き家を管理する
場合には 8
- 空き家を管理
できない場合には 10
- 空き家・空き地バンク 12
- 空き家の解体費用補助 14
- その他補助金メニュー 15
- 不動産について 16



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

長洲町 空き家ガイドブック

令和7年10月発行

発行

長洲町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 熊本支店
〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24
TEL.096-362-9796

※掲載している広告は、令和7年9月現在の情報です。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

〈 広告 〉

熊本県知事(2)5471号

不動産売買・管理・仲介



(株)いその不動産

お気軽に御相談ください!!

☎78-0504

長洲町長洲1906(長洲港そばローソン前)

<https://isono-fudosan.co.jp>

いその不動産 検索

01 「空き家」を放置していませんか？

空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物のこと



空き家放置のリスク

「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、空き家の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家を管理する責務が定められています。

空き家を放置することで様々なトラブルが発生し、周辺住民に迷惑を掛けるだけでなく、損害賠償を請求されることもあります。



空き家を放置していると、
固定資産税が最大6倍になる！？

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

(広告)

業務内容

■不動産の売買

■売買・賃貸仲介

■内外装リフォーム工事

■外構・エクステリア

■外壁塗装・補修

■空き家・相続問題のご相談



Hale Design Labo

HDL inc.

株式会社 HDL



・宅地建物取引士・住宅ローンアドバイザー
代表取締役 坂田 秀諭

不動産業：熊本県知事(1)第5780号

〒869-0123 玉名郡長洲町大字長洲 444-6 Instagram

TEL.0968-82-7470 FAX.0968-82-7475



空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認



〈 広 告 〉

土地・建物の調査・測量・登記申請手続

上村土地家屋調査士事務所

土地家屋調査士 上村淳一

「建物」・新築・増築・一部取壊、取壊などしたとき。

「土地」・農地や山林を宅地にしたとき。

- ・1つの敷地内にある複数の地番を1つにしたいとき。
- ・お隣との境界杭がなくなったり、境界がわからないとき。
- ・相続や売買などのために土地を分割したいとき。

登記・測量・境界立会などが必要です。お気軽に御相談下さい。

長洲町清源寺 3275-27 ☎(0968)57-8927 携帯 090-1346-9658

空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



我が家の
将来について
考えましょう！

P6
参照

次世代への
引き継ぎについて事前に
考えましょう！

将来空き家にならないよう、
家族と話し合っておくことが大
切です。誰に家を引き継ぐのか
を遺言書などで明確にしておく
ことで、残された家族が迷った
り争ったりしないよう備えるこ
とができます。

空き家を
所有すること
になりました

P7・8
参照

空き家の
所有者には管理責任が
あります！

空き家を放置し続けると倒
壊、火災などの危険性や防犯、
衛生上の課題も生じます。
空き家の所有者には法的に
も管理責任があります。

空き家の
これからを
考えましょう！

P7・10
参照

相続などについて
知りましょう！

空き家のこれからを考える
前に、相続手続き、所有や売却
などについて理解を深めるこ
とが重要です。

〈 告 告 〉

電気・空調設備・設計施工



KIZUNA

株式
会社

キズナ電工

TEL 080-3901-3722 FAX 78-3722

長洲町長洲 1488

E-mail:kizunadenkou102@yahoo.co.jp



適切な管理を!

当面は現状のままにする場合でも、将来的に活用する(自分で住む、賃貸・売却するなど)ためには、適切な管理が必要です。



有効に活用しましょう!

空き家・空き地バンクまたは不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。

併せて、改修や契約について考えることが重要です。



壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に関しては、解体をご検討ください。



〈 広 告 〉

製缶・機器備付
鉄骨工事一式
有限会社
宮本工業

県知事許可 第13772号 代表取締役 田中 進
長洲町大字清源寺694-3 TEL.0968-78-4878



どのように次世代に引き継ぐか考えよう

＞現在の登記を確認しよう

土地や建物に関しては、相続登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



＞意思表示をしておこう

残された家族が相続で悩んだり、争うことがないように、事前に家族と話し合い、誰に家を引き継いでもらいたいかをあらかじめ意思表示しておきましょう。

認知症などによって意思の疎通が困難になった場合でも、家族に財産の管理・運用・処分を託すことができる「家族信託」や、本人に代わって家族や専門家が法律行為（預貯金や不動産の管理、契約やサービスの締結・取消など）を行う「成年後見制度」などを活用することが可能です。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すこともできます。



＞困ったときは専門家に相談しよう

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

住まいのエンディングノートについて（国土交通省等）

放置空き家の発生を防ぐため、元気なうちから住まいの将来を家族で話し合うきっかけとすることを目的として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と協力して作成したものです。

町では、放置空き家の発生抑制や空き家の適切な管理、空き家問題の改善につなげるため、ノートの周知・活用を進めています。

詳しくは、国土交通省ホームページをご確認ください。



（広告）

旋盤加工技術で

お客様に満足をお届け致します。

従業員を募集しています お気軽に御相談下さい。

タブチ技研(株)

長洲町長洲2938-2

TEL:0968-57-8362 FAX:0968-57-8368



相続登記をしよう

- ▶ 親族の死亡などにより空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょう。相続登記がされず、前所有者(故人など)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順① ▶ 必要な情報を収集しよう

- 資産証明書や名寄帳などを取得
→ 各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→ 各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→ 法務局にて

手順② ▶ 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

手順③ ▶ 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順④ ▶ 法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します

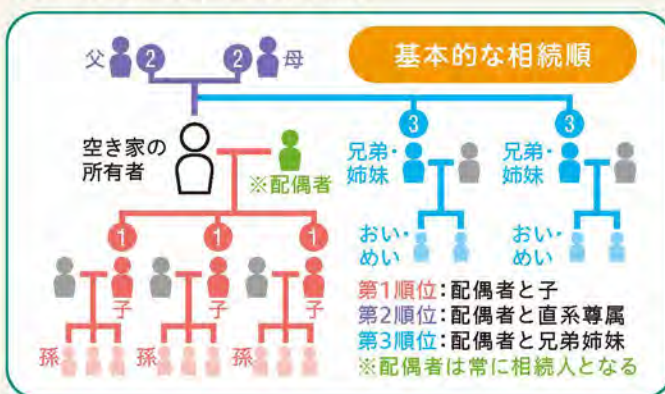
▶ 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がいな、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

▶ オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。



戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で
戸籍証明書などが請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細は
こちら

〈広告〉

事業内容 リフォーム・左官・塗装・外構工事・土木・鳶
雨漏り修理や家のSOSも対応します。

総合リフォーム 作山工業

御相談・見積り無料!! お気軽に御相談ください。代表 作山明幸

長洲町長洲1060 TEL/FAX:0968-82-8356

作山工業 長洲町 検索



当社HP

近隣に迷惑をかけないようにしよう

＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	備考
内部	通風・換気(60分程度)	☐ すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 ☐ 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	☐ 各蛇口の通水 ☐ 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	☐ 室内の簡単な清掃	
	シロアリ被害の有無	☐ シロアリが侵入した形跡はないか ☐ 建具や柱がスカスカになっていないか	
外部	郵便物整理	☐ ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	☐ 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	☐ 草取り、越境している枝やツルの剪定 ☐ 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	☐ すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	☐ 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	☐ 水漏れなどがないか	

※電気や水道を止めている場合は、可能な範囲で作業をしましょう。 ※点検には、次ページのチェックシートも参考にしてください。

〈 広告 〉

服部グリーン

代表 服部 幸人



〒869-0101 熊本県玉名郡長洲町宮野 2721-2
 TEL:0968-79-7747 FAX:0968-79-7748
 E-mail:hattori-green@tiara.ocn.ne.jp

空き家の傷み具合チェックシート

定期的に
点検
しましょう



外部まわり

☐ 屋根

・屋根材の異状
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

☐ 軒裏

・軒天材の異状
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

☐ 雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

☐ 窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、
傾き、施錠の不具合)

☐ バルコニー

・床材、手すりの異状
(破れ、虫食い、腐朽、反り、
たわみ、さび、ぐらつき)

☐ 外壁

・外壁材の異状
(汚れ、色あせ、さび、苔、
ハガレ、ヒビ)

☐ 擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無
・ひび割れの有無
・目地の開きの有無

☐ 塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

☐ 家まわり

・樹木、雑草の繁茂
・害虫、害獣の発生

☐ 土台・基礎

・基礎、土台の異状
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、
虫食い、蟻道)

内部・設備

☐ 天井

・天井材の異状
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

☐ 壁

・壁材の異状
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

☐ 床

・床材の異状(ハガレ、浮き、シミ、
カビ、割れ、傾き)

☐ 室内ドア・障子

・建付けの異状
(開閉の不具合、傾き)

☐ 設備

・給水、排水の不具合
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

空き家の見守りサービス ～空き家の状態が分からず不安に感じたことはありませんか？～

シルバー人材センターでは、遠方にお住まいの人が管理している長洲町内の空き家の状況を報告する「空き家見守りサポートサービス」を行っています。空き家見守りサポートサービスは、家屋の見回りからその結果を点検報告書としてまとめ、写真付きでお送りするサービスです。

サービス内容

建物・敷地の現状確認を行います
(内容) 建物の外壁、ガラスの破損、敷地の庭木、
草の繁茂、不法投棄の状況など
※ご確認いただいた後、除草・剪定などの依頼がある
時は、別途お見積りいたします
町外の方は…ふるさと納税制度をご利用いただくとお得です！

お問い合わせ

公益社団法人長洲町
シルバー人材センター
TEL.0968-78-4642

遠くに住んでいて
もあなたの空き家
見守ります！



〈 告 告 〉

K 黒崎工業株式会社

【事業内容】

- ・左官工事・土木工事・外構工事
- ・基礎工事・石工事・解体工事
- ・タイルれんがブロック工事 等

TEL.0968-78-7620

長洲町大字高浜1298-8 FAX.0968-78-7122

E-mail:kurosakikogyo1965@gmail.com

造園・外構・土木
設計・施工・管理
白アリ防除



有限
会社

有明緑地建設

代表取締役 西村 裕子
玉名市岱明町 2323

TEL 0968-57-1131
FAX 0968-57-3744

空き家の売却、賃貸、解体を検討しよう

- ▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸、解体を検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに検討しましょう。

▶ 売却・賃貸・解体の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な人は、民間の家財整理専門業者や仏具店などを活用するのも一つの方法です。



▶ 売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう

● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。まずは不動産業者などに相談して、スムーズに売却できる状態なのか確認してみましょう。

● 賃貸

住居に不具合があれば、全て修繕してから賃貸に出すのが一般的です。

また、入居中に雨漏りや設備の故障があった場合もその修繕に対応する必要があります。貸し出す側に管理責任があることを理解して不動産業者に依頼しましょう。

▶ 解体の検討

老朽化した空き家の場合、解体も視野に入れてみよう

空き家を放置すると、周辺住民に迷惑をかけてしまうおそれがあります。

また、老朽化した空き家が残ったままの土地よりも、解体して更地にした方が売却しやすい傾向があります。

相続した土地を国が引き取る制度が始まりました(法務省)

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続などによって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



(広告)

土地建物売買・査定・賃貸管理・仲介
長洲町空き家バンク登録店



You企画不動産

ホームインスペクター・宅地建物取引士・一級建築士 浦辺朝章

長洲町大字長洲 2651-5 (役場近く) 《土日祝日も対応可》

TEL 0968-78-5322 FAX 0968-57-9347 u.kikaku@eagle.ocn.ne.jp

＞ 空き家の売却・賃貸をお考えの人へ

● どの不動産業者に相談すればよいか分からないときは？

空き家の周辺地域に詳しい地元の不動産業者に相談しましょう。

● 売却するのにかかる費用負担（解体費・測量費など）が難しいときは？

補助金制度の有無や、現況のままで売却できる可能性など、対応策を提案してもらえる場合がありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

● 敷地が狭い・道路に接していないなどで売却が難しいときは？

近隣の人に買い取ってもらえる場合もありますので、まずは地元の不動産業者に相談しましょう。そのほか、再建築不可物件の売却や相談に対応する業者もあります。

● 建物に欠陥がある場合、売却後にトラブルにならない？

事前に建物状況調査（インスペクション）を受け住宅の状態を把握することで、トラブル防止につながります。地元の不動産業者やリフォーム会社に相談しましょう。

● 借地に建つ空き家は どうしたらいい？

貸主と話し合い、借地のまま賃貸物件として活用するか、建物を解体して土地の返還などを検討しましょう。

● 建物が古くて、貸せるか心配なときは？

固定資産税相当分の家賃で賃貸できないかなど、地元の不動産業者に相談しましょう。また、建物を解体して土地の売却も検討しましょう。

● 空き家の所有者が認知症などで対応できないときは？

家族信託や成年後見制度の活用を検討しましょう。売却や契約手続きが可能になります。

● 相続登記をしておらず、名義が祖父母のままの場合は？

相続登記を行うことで、売却・賃貸の手続きが可能となります。司法書士などの専門家に相談して、早めに相続登記を済ませましょう。



※地元の不動産業者は、次ページを参照ください。



〈 広告 〉

求人! 空いた時間、ちょっとお仕事されませんか？

内職者募集

【内容】海苔網の仕立て
(親切にご指導いたします)
年齢60歳後半までの男女
お気軽にお電話下さい!!

有限会社 市原製網

TEL.78-4665 市原まで 代表取締役 市原一廣
長洲町長洲 2929-1

HAMAOKA REAL ESTATE

空家管理・空き地管理
相続物件のご相談・現金買取
お気軽にご相談下さい!

株式会社
濱岡不動産

☎0968-78-2100

長洲町清源寺1372 **濱岡不動産** 検索

空き家・空き地バンク事業

町内に存在する空き家の有効活用をととして移住定住の促進や地域の活性化を図るため、空き家・空き地バンク事業を実施しています。

現在、取引できる登録物件は右記リンクよりご確認ください。



空き家・空き地バンク事業とは

空き家・空き地バンク事業とは、町内にある空き家や空き地の売却・賃貸を希望する所有者が空き家・空き地バンクに登録し、町のホームページで空き家や空き地の購入・賃貸を希望する人に情報提供を行うものです。

空き家・空き地バンク制度の流れ



地元の不動産業者一覧 R7.9.1現在

◆(公社)熊本県宅建物取引業協会荒尾支部会員一覧
(長洲町内および空き家・空き地バンク協力不動産業者)

会社名	住所	電話番号
有明企画(有)	長洲町大字長洲622-1	0968-78-3189
★アールハウジング(株)	荒尾市荒尾4186-32	0968-66-3299
★(株)いその不動産	長洲町大字長洲1906	0968-78-0504
★要宅建	荒尾市川登1171-5	0968-68-0664
西海不動産	長洲町大字上沖洲89-5	0968-78-1565
★太陽不動産	長洲町大字折崎1480-1	0968-78-4418
★(株)濃岡不動産	長洲町大字清源寺1372	0968-78-2100
★(同)宝栄福島建設	長洲町大字長洲3291-3	0968-78-1666
★(有)宝生産業	荒尾市宮内出目47-2	0968-64-2800
松善(株)	長洲町大字長洲3307	0968-78-3543
(株)元村建設	長洲町大字梅田301	0968-78-2605
★You企画不動産	長洲町大字長洲2651-5	0968-78-5322
★ゆき不動産	長洲町大字高浜1361	0968-78-1622
★(株)HDL	長洲町大字長洲444-6	0968-82-7470

※★印は長洲町空き家・空き地バンク協力不動産業者です。

◆(公社)全日本不動産協会長洲町内会員一覧

会社名	住所	電話番号
(有)マイホーム不動産	長洲町大字長洲2442-3	0968-78-5224

物件の登録について

- 登録費用無料
契約が成立した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書などの提出が必要です。
詳しくは、町ホームページまたは上記までお問い合わせください。



(広告)

太陽不動産

行政書士 見玉清一事務所

宅地建物取引士/行政書士 見玉清一

宅地建物取引業
宅地・建物(一戸建て、アパート、店舗等)の売買、交換、賃貸の仲介

行政書士
官公署に提出する書類作成の代行
◆農業委員会許可申請
◆相続・遺言の手続
◆自動車登録、保管場所証明申請等

TEL.0968-78-4418

長洲町大字折崎 1480 番地 1 FAX.0968-82-7560
E-mail: taiyofudosan@outlook.jp

R アールハウジング R HOUSING

不動産 熊本県知事(4)第4640号 / 建設業 熊本県知事許可(般-5)第16570号

R アールハウジング株式会社

TEL:0968-66-3299 〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾 4186-32
FAX:0968-66-3503 MAIL:info@r-housing.co.jp http://www.r-housing.co.jp/

【在籍資格者】 宅地建物取引士 賃貸不動産経営管理士
公認ホームインスペクター リノベーションコーディネーター
建築物石綿含有建材調査者 石綿作業主任者

空き家・空き地バンクに登録すると活用できる補助金

▶ 空き家の改修費などを補助します(長洲町空家改修費等補助金)

空き家・空き地バンクにより成約に至った空き家の改修工事などを行う場合に、それに要した経費の一部を補助します。



補助金額 補助対象経費の2分の1(上限30万円)

補助対象者 空き家・空き地バンクにより成約に至った空き家に、3年以上居住することを前提に住所および生活の本拠を置く人

補助対象経費

(1)改修工事

- 台所、トイレ、浴室、内装(壁面のクロスなど)、屋根、雨樋その他家屋部分の改修工事に要した費用

※町内施工業者による改修工事であること。

※改修工事に要する費用(消費税を除く)が20万円以上の工事であること。

※年度内に完了実績報告書が提出できる改修工事であること。

※必ず工事着工前に申請してください。

(2)引越費用

- 当該空き家に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用

※不用品の処分費用、自ラレンタカーを借りる・友人に頼むなどして引越した場合にかかった費用などは対象となりません。

空き家の家財道具の処分経費を補助します

▶ (長洲町空家家財道具等撤去促進事業補助金)

空き家・空き地バンクに登録した空き家の家財道具の処分などを行う場合に、それに要した経費の一部を補助します。



補助金額 補助対象経費の2分の1(上限10万円)

補助対象者 空き家・空き地バンクに登録された空き家の所有者や入居者
※入居者の場合は、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して当該空き家に居住する意思を有していること。

補助対象経費

- ごみの処分に要する経費
- 特定家庭用機器再商品化法により指定された家電製品の処分に要する経費
- 家財道具の移設に要する経費
- 敷地内の樹木伐採・草刈などに要する経費
- 空き家内の清掃に要する経費

空き家・空き地バンクにより成約に至った

▶ 空き家の所有者に奨励金を交付します(長洲町空家等成約奨励金)

空き家・空き地バンクの登録空き家が売買成約に至った場合に、その売主に対し、一律5万円の奨励金を交付します。(※空き家の賃貸や空き地の売主は対象となりませんので、ご注意ください。)



交付金額 一律5万円

交付対象者 空き家・空き地バンクにより売買成約に至った空き家の所有者など
※購入者が交付対象者の3親等以内の親族の場合は、交付対象となりません。

〈 広 告 〉

**焼付塗装の事なら
ご相談ください!!**

皆様の御要望に技術で応える会社です。

有限会社 吉村塗装

焼付塗装(スチール・アルミ全般・粉体)
一般建築塗装

〒869-0105 長洲町清源寺 3278-12

TEL.0968-78-1698 FAX.0968-78-1147

E-mail:yoshimuratosou@magma.jp

アパート定期巡回清掃・退去清掃・訪問カット



アパート定期巡回清掃・退去清掃・不要品整理

アパート管理でお困りのオーナー様
不動産会社様定期清掃はお任せ下さい。

訪問カット

ご高齢な方や事情により美容室へ来店
出来ない方ご安心下さい。
お問い合わせはご家族の方でも大丈夫です。

ご予約・お問い合わせ電話番号は **090-7292-7135**

又はWebで!! **レディーバグ** 検索 長洲町腹赤1160-5

WebではLINE登録もできます!! お気軽に御連絡ください!!



空き家の解体費用補助

お問い合わせ

まちづくり課 定住促進係

TEL.0968-78-3219

空き家の解体費用を補助します！

空き家の除去を促進し、生活環境の保全と安全安心なまちづくりの推進を図ることを目的に、町内の施工業者により空き家の解体および除去を行う際にかかる費用の一部を補助します。



補助金額

(1) 空家等除去事業補助金

空き家の解体・除去工事費用の2分の1
(上限30万円)

(2) 老朽危険空家等除去事業補助金

空き家の解体・除去工事費用の2分の1
(上限50万円)

補助対象者

現存する空き家の所有者・管理者で町税などの滞納がない人



対象工事

- 町内施工業者による解体・除却工事であること。
- 年度内に完了実績報告書が提出できる解体・除却工事であること。

※必ず工事着工前に申請してください。

対象空き家

補助の対象となる空き家は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとなります。

(1) 空家等除去事業補助金(上限30万円)

- 居住の用に供しない状態でおおむね1年以上経過していること。
- 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- 公共事業などによる移転、建て替えなどの補償の対象となっていないこと。

(2) 老朽危険空家等除去事業補助金(上限50万円)

管理されないまま放置され、倒壊などのおそれまたは道路、隣地などに危険を及ぼす可能性がある空き家で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとなります。

- 長洲町空家等除去事業補助金交付要綱に定める不良度判定基準の評点の合計点数が100点以上であること。
- (1)の要件すべてを満たしていること。

※補助を受ける目的で、家屋を故意に破損などさせた場合は、対象となりません。



〈 告 告 〉

屋内・屋外給水排水工事
トイレ / お風呂 / 温水器
キッチンリフォーム / ボイラー取替
少々の大工・左官工事相談にて

A&K総合設備

TEL.090-7295-5275

長洲町清源寺 2106

電気工事全般

(有)野添電設

代表取締役 野添茂嘉

長洲町大字長洲 2872-5

☎78-4043(事) FAX78-4064

☎78-4045(自)

09 その他補助金メニュー

①住宅リフォーム工事費用を補助します！

町内の施工業者により自分が住む家をリフォーム工事した際にかかる費用の一部を補助します。



補助金額

対象リフォーム工事費用の10分の1(上限10万円)

補助対象者(以下の全ての要件を満たすこと)

- 町内に住所を有し、リフォーム工事を行う個人住宅または併用住宅(※)に自らが居住する住宅の所有者(併用住宅については居住部分のみ)
 - 交付対象者を含む世帯全員が町税などを滞納していないこと。
 - 過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
- (※) 併用住宅…建築物に個人住宅のほかに店舗、事務所および賃貸住宅などの部分がある建築物

対象工事

- 家屋部分のリフォーム工事であること。
 - 町内施工業者によるリフォーム工事であること。
 - リフォーム工事に要する費用(消費税を除く)が20万円以上の工事であること。
 - 年度内に完了実績報告書が提出できるリフォーム工事であること。
- ※他の補助金制度を利用している部分は、補助の対象外となります。

お問い合わせ まちづくり課 定住促進係 TEL.0968-78-3219

②戸建て木造住宅耐震化支援事業

戸建て木造住宅について、住宅所有者の安全性を確保するために行う耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事、建替え設計・建替え工事を併せて行う際、その費用の一部を補助します。



1.耐震改修設計費・耐震改修工事費の一括補助事業

- (1) 対象住宅: 要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
 - (2) 補助対象者: 原則として住宅の所有者
 - (3) 補助対象経費: 耐震改修工事に要する費用
 - (4) 補助率: ①10分の9以内 ②60分の53以内
 - (5) 補助金額: ①(3)×(4)または157万5千円のいずれか低い方の額
②(3)×(4)または132万5千円のいずれか低い方の額
- ※ 耐震改修設計のみを実施される場合は、設計費の3分の2以内(上限20万円)になります。

2.建替え設計費・建替え工事費の一括補助事業

- (1) 対象住宅: 要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
 - (2) 補助対象者: 原則として住宅の所有者
 - (3) 補助対象経費: 建替え工事に要する費用
 - (4) 補助率: ①10分の9以内 ②60分の53以内
 - (5) 補助金額: ①(3)×(4)または157万5千円のいずれか低い方の額
②(3)×(4)または132万5千円のいずれか低い方の額
- ※①旧耐震または新耐震+高齢者等(65歳以上、非課税世帯、障害者)
②新耐震

3.耐震診断費補助事業

- (1) 対象住宅: 要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
- (2) 補助対象者: 原則として住宅の所有者
- (3) 補助対象経費: 補助対象住宅の耐震診断に要する費用
- (4) 補助率: 10分の9以内
- (5) 補助金額: (3)×(4)または13万5千円のいずれか低い方の額

お問い合わせ 建設課 維持管理係 TEL.0968-78-3241

③危険ブロック塀等安全確保支援事業

町民の安全を守るため、道路に面する危険なブロック塀などの除却に係る費用の一部を補助します。



補助金額

1敷地あたり次の(1)～(3)のうちいずれか低い額

- (1) 20万円
- (2) 撤去するブロック塀などの長さに12,000円/mを乗じた額
- (3) 撤去工事の見積額(消費税含む)

対象工事

ブロック塀などを全撤去、または高さを40cm以下にする工事

対象となるブロック塀

- 道路に面するもの
- 道路から高さが80cm以上のもの
- ブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの
- 点検により安全対策が必要と評価されたもの

お問い合わせ 建設課 建設計画係 TEL.0968-78-3262

補助事業はR7.4.1時点の情報です。詳細は、担当課もしくはホームページを参照ください。

〈広告〉

アルミサッシ・ガラス・エクステリア販売・施工
窓まわりから考える あなたの理想空間
スペース アドバイザー

MK 未来工房(株)
MIRAKOBO

代表取締役 池上 孝志
玉名市岱明町扇崎1196-5 ☎69-5100 FAX 69-5101
MADOショップ 玉名岱明店 ☎0120-100-595
ホームページ <http://www.mirai-koubou.net/> メールアドレス public@mirai-koubou.co.jp

WISHI KEN SEKOU 新築・増改築 水廻りリフォーム

株式会社 西建施工

代表取締役 西尾 清伸
長洲町清源寺 713-2
TEL/FAX 0968-78-8024



不動産について

あなたが所有(管理)している不動産を記入してみましょう。

◆建物について

所在	家屋番号	名義人	現在の管理者	メモ欄
(記載例) 長洲町〇〇 △△番地	△□番	長洲 太郎	長洲 一郎	

◆土地について

所在・地番	地目	名義人	現在の管理者	メモ欄
(記載例) 長洲町〇〇 △△番	田、畑、宅地など	長洲 太郎	長洲 一郎	

※様々な相談をする前に整理しておく、スムーズに話が進みます。



随時イベント実施中!!
詳しくは下記QRをご覧ください!!



ボートレース チケット ショップ 長洲 



〒869-0105 長洲町清源寺499-1 TEL0988-78-8090



長洲町 空き家ガイドブック

